

引っ越しの際は、住所の異動手続きを忘れずに!

引っ越し前の市町村

・・・転出の予定日までに転出届を提出し、転出証明書を受けとる。



引っ越し先の市町村

・・・住所を変更した日から14日以内に転出証明書を添えて転入の手続きをする。

※住民異動の届出時には、窓口に来られた方の本人確認を行っています。運転免許証など官公署が発行した身分証明書をお持ちください。なお、代理人の方は委任状が必要です。

住所異動などの手続きに

「通知カード」「マイナンバーカード（個人番号カード）」「住民基本台帳カード」をお持ちください。

転入や婚姻などの届出で記載内容に変更がある場合には、カードの提出も必要となります。



住民の皆様へ送付している
「通知カード」



身分証明書となる
「マイナンバーカード」

マイナンバーカードを作らませんか

マイナンバーカードには、氏名・住所・生年月日・性別の記載と顔写真が付いているため、公的な身分証明書として利用できます。(初回交付無料)

詳しくは、次のマイナンバー総合サイトをご覧ください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>

3月下旬から4月中旬は、窓口の混雑が予想されます

3月下旬から4月中旬にかけては、住民異動の届出などにより、市戸籍住民課窓口の混雑が予想されます。住民票の写しなど各種証明書の発行については、郵便局（立江、赤石、坂野、和田島）でも取り扱えますので、ご利用ください。

※個人番号入りの住民票については、市戸籍住民課のみでの取り扱いとなります。

【お問い合わせ先】

市戸籍住民課（市役所1階①番窓口）

☎ 32・2112 / FAX 33・2234

Mail: kosekijumin@city.komatsushima.tokushima.jp

